

平成30年度

第2回 農業委員会総会議事録

市川市農業委員会

第2回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年5月10日（木）午後1時30分から午後2時30分

2. 開催場所 市川市役所仮本庁舎 第4委員会室

3. 農業委員 出席委員 10人

会長	10番	三橋 弘
委員	1番	小川治夫
	2番	宮内純一
	3番	岡本好夫
	4番	石田まさ子
	5番	石橋弘嗣
	6番	伊藤公亮
	7番	宇田川忠好
	8番	石井文夫
	9番	石井利和

欠席委員 0人

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 付託調査班（委員）の指名

第4 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 3 件

議案第2号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について 1 件

議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について 2 件

議案第4号 生産緑地地区の変更（指定）に係る意見について 1 件

議案第5号 市川市農業経営改善計画等認定懇話会の運営に関する要綱（案）
について 1 件

報告第1号 農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について

	事務局長専決分	27 件
報告第2号	農地法第3条の3第1項の規定による農地権利取得の届出について	1 件
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知について	2 件
報告第4号	地目変更登記に係る回答について	3 件
報告第5号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の 証明願について	6 件
報告第6号	平成29年度市川市農業委員会実績報告について	1 件

5. 農業委員会事務局職員

局 長	谷地 正道
次 長	石井 啓友
主 幹	鈴木 忠弘
副主幹	山崎 武敏

6. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>これより、平成30年度第2回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、委員10名中、10名出席しております。</p> <p>出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員の指名でございますが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>それでは、5番の石橋委員、6番の伊藤委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木主幹、山崎副主幹を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の調査班を指名いたします。</p> <p>農地班は、第3班で、5番の石橋委員と6番の伊藤委員です。</p> <p>農政班は、第1班で、1番の小川委員と2番の宮内委員です。</p> <p>それでは、本日の議事でございますが、議案第1号から議案第5号までと、報告第1号から報告第6号まででございます。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」、3件でございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」今回の申請は、3件でございます。</p> <p>議案の1ページをお願いいたします。</p>

	<p>(1)の申請受付日は、平成30年4月23日でございます。申請地は原木、地目は田で、面積は347平方メートル外4筆、合計面積は1,578平方メートルです。区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、車両置場を目的に賃借権の設定をするものでございます。</p> <p>続きまして、3ページをお願いいたします。</p> <p>(2)の申請受付日は、平成30年4月23日でございます。申請地は原木、地目は畑で、面積は496平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、資材置場及び通路を目的に賃借権の設定をするものでございます。</p> <p>続きまして、5ページをお願いいたします。</p> <p>(3)の申請受付日は、平成30年4月24日でございます。申請地は大町、地目は畑で、面積は18平方メートルです。区域区分は、市街化調整区域の農業振興地域内ですが農用地区域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、建売分譲住宅を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席 3番	<p>現地調査は、平成30年5月2日に農地調査班第2班の委員で行いました。</p> <p>(1)の申請地は、信篤小学校の東側、概ね200メートルに位置し、現況は路地畑になっておりました。</p> <p>農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当</p>

しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されま
す。

転用にともなう周辺農地への影響ですが、隣接農地との境界には、安全鋼
板塀を設置し、土砂等の流出を防除するとのことです。

また敷地の埋立ては行わず、整地後砂利敷に整備し、雨水につきましては、
自然浸透とするとのことです。

駐車台数につきましては、道路舗装車等22台を予定しているとのこと
です。

譲渡人は、要望により賃貸するものです。

続きまして、(2)の申請地は、二俣小学校の北西側、概ね400メートル
に位置し、現況は休耕地になっておりました。

農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当
しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されま
す。転用にともなう周辺農地への影響ですが、隣接農地との境界には、安全
鋼板塀を設置し、土砂等の流出を防除するとのことです。

申請地の西側道路との境界から約2メートルの部分は、通路として車両の
通行路を確保するもので、資材につきましては、建築資材としての砕石及び
山砂等を置くとのことです。

また、敷地内の埋立ては行わず、整地後砂利敷に整備し、雨水につきまし
ては、自然浸透とするとのことです。

譲渡人は、要望により賃貸するものです。

続きまして、(3)の申請地は、大町小学校の北東側、概ね200メートル
に位置し、現況は路地畑になっておりました。

農地区分については、申請地周辺は宅地化が進み、市街地化の傾向が著し
い区域であることから、第3種農地と判断されます。

転用に伴う周辺農地への影響ですが、農地との境界には新設のコンクリー
トブロックを設置し、被害を防除するとのこととございます。

なお、敷地内の埋立ては行わず、整地のみとし、雨水につきましては、浸
透枿及び浸透管により浸透させ、オーバーフロー分については、西側道路の

<p>議 長</p>	<p>集水枙に放流するとのことです。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>(1)の譲受人は、千葉市に本店を置き、道路舗装車両の賃貸を主な事業とする法人です。</p> <p>現在、原木に車両置場として土地を借りておりますが、事業拡大のためには手狭であることから、既存施設の近くに土地を探していたところ賃借できることになり、申請に至ったとのことです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除も施されていることから、とくに問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有り次第に着工し、完了は着工後30日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま。</p> <p>次に(2)の譲受人は、八街市に本店を置き、建築資材運搬業を営んでいる法人です。</p>

現在、船橋市に資材置場として土地を借りておりますが、事業拡大のためには手狭であることから土地を探していたところ、京葉道路や東京都内にアクセスしやすい申請地を賃借できることになり、申請に至ったとのことでした。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除も施されていることから、とくに問題はございません。

工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は着工後30日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われまます。

続きまして、(3)の譲受人は、市内に本店を置き、宅地建物取引業を主な事業とする法人です。

駅から近く利便性がよく、また緑が多く、近隣も宅地化されており良好な住環境であることから、建売分譲住宅として提供したいと考え、申請に至ったとのことでございます。

今回の事業に先立ち、市の関係機関との協議が調い、開発行為許可申請書が受理されております。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、借入金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除も施されていることから、とくに問題はございません。

	<p>工事の予定につきましては、平成30年6月15日に着工し、完了は平成30年10月15日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし</p>
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請」(1)について、お諮りいたします。</p> <p>許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>(2)について、お諮りいたします。</p> <p>許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>(3)について、お諮りいたします。</p> <p>許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>

<p>議 長</p>	<p>「異議なし」ということですので、許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>議案第2号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」、ご説明いたします。</p> <p>今回の申請は1件でございます。</p> <p>議案の7ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、平成30年4月23日でございます。</p> <p>申請地は大野町、地目が畑で、面積は131平方メートルでございます。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域の農業振興地域内ですが農用地区域ではありません。今回、地目が農地であることから、宅地に変更するため申請するものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第2班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席 3番</p>	<p>現地調査は、平成30年5月2日に、農地調査班第2班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、武蔵野線市川大野駅の南西側、概ね700メートルに位置します。</p> <p>申請地につきましては、大正時代に建築した倉庫のほか2棟が建っており、住宅の敷地の一部として利用されておりました。</p> <p>今回、地目を「畑」から「宅地」に変更したいと考え、申請に至ったとのことでございます。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>

議 長	<p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>申請地につきましては、航空写真により、農地法に規定する許可を得ないまま20年以上経過していることが確認されております。</p> <p>なお、申請地については、平成30年4月16日に、千葉県東葛飾農業事務所の担当者による現地調査を行い、調査班のご報告どおりの確認がなされております。</p> <p>また、この間、農地法第51条の規定による処分を受けておりませんので、証明相当としての要件を満たしているものと思われまます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>議案第2号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」、お諮りいたします。</p> <p>証明相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
議 長	<p>「異議なし」ということですので、証明相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、2件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」今回の申請は、2件でございます。</p> <p>議案の9ページをお願いいたします。</p> <p>生産緑地法第10条の規定に基づき市川市長に生産緑地の買取申し出をするために必要となる「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願」が、平成30年4月24日と25日にそれぞれの申出人から提出されたものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席 8番	<p>議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、平成30年5月1日に農政調査班第4班、及びそれぞれの担当区域の推進委員で行いました。</p> <p>初めに、(1)でございますが、対象となった農地は、3筆で、合計面積は504平方メートルで、露地畑として利用されておりました。</p> <p>買い取り申し出事由としましては、死亡によるものです。</p> <p>被相続人の農業従事日数は、年間230日でした。申し出人は、相続により農地を取得したもので、農業に従事することが困難なことから買い取り申し出をすることとしました。</p> <p>このことから、被相続人を、「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明してよろしいかと思います。</p> <p>続きまして、11ページ(2)でございますが、対象となった農地は、1筆で、面積は685平方メートルのうち584.2平方メートルで、露地畑として利用するとともに、一部、数本の果樹が植えられておりました。</p> <p>買い取り申し出事由としましては、死亡によるものです。被相続人の農業従事日数は、年間300日でした。申し出人は、相続により農地を取得した</p>

議 長	<p>もので、農業に従事することが困難なことから買い取り申し出をすることとしました。</p> <p>このことから、被相続人を「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明してよろしいかと思います。</p> <p>以上、よろしくご審議の程、お願いいたします。</p> <p>第4班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし
議 長	<p>「なし」という声がありました。それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願」(1)について、願出人を「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、証明することに決定いたします。</p> <p>(2)について、お諮りいたします。</p> <p>願出人を「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、証明することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第4号「生産緑地地区の変更(指定)に係る意見について」、1件ございます。</p> <p>なお、この案件につきましては、岡本委員が利害関係人となっております</p>

	<p>ので、「農業委員会等に関する法律第31条」議事参与の制限に該当しますので、岡本委員には恐れ入りますが、ご退室をお願いします。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>岡本委員退室</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案の13ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、平成30年4月25日付で、市川市長が指定対象となる「農地等」の認定について、生産緑地法施行規則第1条に基づき農業委員会に意見を求めるものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第4班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席 8番</p>	<p>議案第4号「生産緑地地区の変更（指定）に係る意見について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、5月1日に農政調査班第4班及び区域3を担当する推進委員で行いました。</p> <p>今回の指定は、1件2筆、892平方メートルです。対象地は、柏井町2丁目の市営住宅団地に隣接した農地で、現況は、露地畑として使用され、適切に肥培管理されておりました。</p> <p>現地調査の結果、「生産緑地地区の指定に係る農地」に該当すると判断しました。</p> <p>なお、所有者は、柏井町の農家で果樹栽培及びハウス栽培を行っており、対象地に隣接した生産緑地を所有しております。</p> <p>以上、よろしくご審議の程、お願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>第4班から調査報告をしていただきました。</p>

各 委 員	<p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
議 長	<p>なし</p>
各 委 員	<p>「なし」という声がありました。それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第4号「生産緑地地区の変更（指定）に係る意見について」、調査班の報告のとおり、農地として認定し、その旨を市川市長に回答することに、ご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>異議なし</p>
各 委 員	<p>「異議なし」ということですので、農地として認定し、その旨を市川市長に回答することに決定いたします。</p> <p>それでは、議案の審議が終了しましたので、岡本委員は入室してください。</p>
議 長	<p>岡本委員着席</p>
事 務 局	<p>続きまして、議案第5号「市川市農業経営改善計画等認定懇話会の運営に関する要綱（案）について」、事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案の15ページと資料をお願いいたします。</p> <p>本件は、市川市経済部農政課が所管する、農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定にあたり、当該認定に関する意見交換を目的として開催される「市川市農業経営改善計画等認定懇話会」の運営に関し、必要な事項を定めるものです。</p> <p>本要綱（案）において、当該懇話会の出席者として「市川市農業委員会の委員のうち同委員会の会長が指名する者」と規定されていることから、農業委員会としての見解についてお諮りするものです。</p> <p>以上でございます。</p>

議 長	次に、要綱（案）の概要につきまして、経済部農政課主幹より、ご説明をお願いします。
農 政 課	<p>農政課主幹の石橋でございます。</p> <p>それでは、「市川市農業経営改善計画等認定懇話会の運営に関する要綱（案）」について説明させていただきます。</p> <p>お手元の要綱（案）をご覧ください。</p> <p>本要綱（案）の策定の趣旨といたしましては、第一条でございますとおり、農業経営基盤強化促進法第12条に規定する農業経営改善計画及び同法第14条に規定する青年等就農計画の認定、すなわち、認定農業者及び認定新規就農者を市が認定するに当たり、主要な農業関係者の皆様との意見交換を目的として開催する「懇話会」の運営について必要事項を定めるものです。</p> <p>従来は、農政課が必要に応じて関係機関から個別にご意見をお伺いしたうえで、認定しておりましたが、今般、国の基本要綱でも、特に新規就農者の認定については、関係者の意見を聴取することが適当であるとされていることなどから、懇話会という形でしっかりと体制を整備するものがございます。</p> <p>この懇話会で関係者の皆様から頂いたご意見を参考に、農政課が最終的に認定の審査を行います。</p> <p>次に、要綱（案）第2条の意見交換事項でございますが、(1)(2)は認定農業者について、(3)(4)の法第14条は、認定新規就農者について、それぞれ、農業経営改善計画等の認定または同計画の変更認定について意見交換することを定めております。</p> <p>要綱（案）第3条出席者等といたしましては、国の基本要綱を踏まえ、(1)から(5)にお示しの通りでございます。</p> <p>(1)千葉県、(2)JAいちかわ、(3)農業士会には、既に説明を行い、概ね承諾を得ております。</p> <p>農業委員会様につきましては、案として(4)に市川市農業委員会の委員のうち、同委員会の会長が指名する者、として規定させていただいております。</p>

	<p>最後に、要綱（案）第4条にて懇話会の進行は農政課長、第5条にて事務局は農政課、附則として本要綱（案）の施行は6月1日を予定しております。</p> <p>なお、この懇話会の開催は概ね2月に一回程度、新規認定の申請があった場合に開催することで検討しております。実績として昨年度は新規認定農業者が11件、新規就農者が1件ございました。</p> <p>農業委員会様におかれましても、効率的かつ安定的な農業経営者の育成に向けて今後この懇話会の出席者として、ご参加いただきまして、ご意見を頂戴いたしたく、ご理解、ご協力の程、よろしくお願い致します。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>農政課主幹より要綱（案）の概要を説明していただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし
議 長	<p>「なし」という声がありました。それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第5号「市川市農業経営改善計画等認定懇話会の運営に関する要綱（案）について」、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
議 長	<p>「異議なし」ということでございます。</p> <p>続いて、要綱（案）第3条第1項第4号に「市川市農業委員会の委員のうち同委員会の会長が指名する者」とございます。</p> <p>指名したい方がおられましたら、ご発言をお願いします。</p>
議席 1番	<p>経験も実績もある岡本委員を推薦いたします。</p>

議 長	岡本委員にお願いしたい、とのご発言がございました、よろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし
議 長	「異議なし」とのことですが、岡本委員、よろしいですか。
議席 3 番	はい、ご指名をいただきましたので、精一杯、務めさせていただきます。
議 長	<p>それでは、市川市農業経営改善計画等認定懇話会の開催に際しては、出席者として、岡本委員を指名することといたします。</p> <p>なお、本件につきましては、「市川市農業経営改善計画等認定懇話会の運営に関する要綱」が原案のとおり制定された時に効力を有しますことをつけくわえます。</p> <p>以上で、議案の審議は終了いたしました。</p> <p>次に、報告案件が6件ございます。</p> <p>報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務局長専決分が4月分27件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事 務 局	<p>報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」ご説明いたします。</p> <p>16ページをお願いいたします。</p> <p>農地法第4条届出及び農地法第5条届出について、事務局長において専決しましたのでご報告いたします。</p> <p>今回の報告は、平成30年4月2日から同年4月26日までに届出があったものでございます。</p> <p>農地法第4条の届出は10件、23筆、5,320.25平方メートルでございます。</p>

<p>議 長</p>	<p>また、第5条の届出につきましては、17件、25筆、7,548.64平方メートルでございます。</p> <p>第4条と第5条を合せますと、27件、48筆、転用面積は、12,868.89平方メートルとなります。</p> <p>内訳につきましては、17ページから22ページとなっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による農地権利取得の届出について」、1件でございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による農地権利取得の届出について」、1件ご報告いたします。</p> <p>23ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続の発生に伴う農地の権利取得でございます。</p> <p>相続が発生した日は、平成29年8月21日で、相続人からは、平成30年3月30日に権利取得の届出があったものでございます。</p> <p>なお、農業委員会への斡旋等の希望はございませんでした。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、2件でございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、2件ご報告いたします。</p> <p>24ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、農地の賃貸借に係る合意解約について、農業委員会に通知がなされたものでございます。</p>

<p>議 長</p>	<p>いずれの土地も柏井町の畑で、面積は1件目が327平方メートル、2件目は297平方メートルでございます。</p> <p>平成30年4月16日に合意解約がなされ、同日付けで農業委員会に合意解約の通知書が提出されたものでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第4号「地目変更登記に係る回答について」、3件でございます。事務局より、報告いたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>報告第4号「地目変更登記に係る回答について」、3件ご報告いたします。25ページをお願いいたします。</p> <p>(1)は、平成30年3月29日付けで、千葉地方法務局 市川支局から照会があったものでございます。</p> <p>土地の所在は、曾谷の1筆、面積は502平方メートルで、市街化調整区域に位置しております。</p> <p>登記簿の地目「田」から「雑種地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。</p> <p>本件に係る申請状況としましては、昭和51年6月17日に農地法第4条に基づき、「駐車場」として転用許可を受けております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、平成30年4月6日に農地調査班第2班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。</p> <p>なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、現況が許可どおりであることから「転用目的どおり」と回答したものでございます。</p> <p>次に、(2)でございます。</p> <p>26ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、平成30年3月30日付けで、千葉地方法務局市川支局から照会があったものでございます。</p>

土地の所在は、鬼高の1筆、面積は33平方メートルで、市街化区域に位置しております。

登記簿の地目「田」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。

本件に係る申請状況としましては、昭和56年8月17日に農地法第5条に基づき、「宅地敷」として転用許可を受けております。

そこで、事務局職員による現地確認後、平成30年4月6日に農地調査班第2班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。

なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、現況が許可どおりであることから「転用目的どおり」と回答したものでございます。

次に、(3)でございます。

27ページをお願いいたします。

本件は、平成30年4月5日付けで、千葉地方法務局市川支局から照会があったものでございます。

土地の所在は、曾谷の5筆、合計面積は162平方メートルで、市街化区域に位置しております。

登記簿の地目「畑」から「宅地」及び「公衆用道路」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。

本件に係る申請状況としましては、一部の土地について、昭和52年12月3日に農地法第5条に基づき、「住宅」として、また、平成7年4月20日には、同じく一部の土地が農地法第4条に基づき、「道路」として転用許可を受けております。

そこで、事務局職員による現地確認後、平成30年4月11日に農地調査班第2班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。

なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、一部転用未届、一部転用目的相違、

<p>議 長</p>	<p>現況は「住宅」及び「通路」と回答したものでございます。 以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。 次に、報告第5号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、6件でございます。 事務局より、報告いたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>報告第5号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」ご報告いたします。 議案の28ページから30ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、相続税の納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されたものです。 今回の報告といたしましては、平成30年4月2日から30年4月18日に申請のあった6件について、現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため、証明書を発行したものでございます。 以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。 次に、報告第6号「平成29年度市川市農業委員会実績報告について」、1件でございます。 事務局より、報告いたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>報告第6号「平成29年度市川市農業委員会実績報告について」、ご報告いたします。 議案31ページに記載のとおり、お手元でございます「報告第6号 別紙」をお願いいたします。 市川市農業委員会が、平成29年度に実施した許可等の実績につきまして、</p>

<p>議 長</p>	<p>ご報告いたします。</p> <p>はじめに、1 農業委員数及び農地利用最適化推進委員数につきまして、農業委員数は平成29年7月19日までは現員20名で、7月20日からは10名となっております。農地利用最適化推進委員は平成29年8月8日から新たに設置して6名となっております。</p> <p>次に、2 会議開催状況につきましては、定例総会は12回、農地・農政の付託調査等は28回となっております。</p> <p>次に、3 農地の権利移動（農地法第3条）につきましては、</p> <p>(1)所有権移転が5件で、前年度より6件の減となっております。</p> <p>(2)耕作権等設定は2件で、前年度と同数となっております。</p> <p>次に、4 農地の転用につきましては、</p> <p>(1)権利移動を伴わない転用（農地法第4条）につきましては、市街化調整区域内の知事許可が17件、市街化区域内の届出が149件、合計166件となっており、前年度より9件の減となっております。</p> <p>(2)権利移動を伴う転用（農地法第5条）につきましては、市街化調整区域内の知事許可が22件、市街化区域内の届出が176件、合計198件となっており、前年度より82件の減となっております。</p> <p>では、裏面をご覧ください。</p> <p>5 賃借権の解約につきましては、合意解約による届出が4件で、合意解約は前年度より5件の減となっております。</p> <p>6 農地の埋め立てにつきましては、許可が1件で前年度より1件の減となります。</p> <p>7～13までは、資料のとおりでございます。</p> <p>14 農地所有状況につきましては、753世帯で、合計面積は546.42ヘクタールとなっており、前年度より36世帯の減、面積では9.69ヘクタールの減となっております。</p> <p>なお、この平成29年度農業委員会実績報告につきましては、市川市農業委員会のホームページで公表してまいります。</p> <p>以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p>
------------	--

	<p>以上をもちまして、会議日程に基づく審議はすべて終了しました。</p> <p>これで、平成30年度第2回市川市農業委員会定例総会を閉会といたします。</p> <p>ご協力、ありがとうございました。</p>
--	--